

見守り 新鮮情報

第190号

過去に投資被害に遭ったことがある。ある日、**放送局**を名乗る男性から「**過去の投資被害**の状況を**取材**したい。**協力**してもらえれば**被害金**を**取り戻す**」と電話があった。**アナウンサー**のように**上手な話し方**の男性で、その後送付されたパンフレットにも有名な女性キャスターの写真が掲載されていたため、すっかり信用してしまい「被害金を取り戻す代わりに、**金取引に出資**してほしい」と言われ、**18万円**を振り込んだ。しかし、その後連絡が取れなくなってしまった。
(70歳代 女性)



取材を装って被害回復 をうたう手口に注意

ひとこと助言



信じちゃダメ!

見守るくん

- 過去に被害に遭った人に、放送局などの報道機関が「取材に応じれば被害金を取り戻す」などと電話をかけ、新たな支払いを要求することは絶対にありません。実在する報道機関と似た名称に惑わされないようにしましょう。
- いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。きっぱり断ることが大切です。
- おかしいと思ったとき、困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。